

確定申告についてのお知らせ

確定申告は

自分で書いてお早めに

平成19年分の所得税の確定申告は、2月18日(月)から始まります。申告と納付の期限は3月17日(月)です。できあがった申告書は郵送でも提出できます。

所得税の還付申告は

税務署で1月から受付

平成19年分の所得税の確定申告に関する相談や申告の受け付けは2月18日からですが、「還付」を受けるための申告は1月から受け付けています。還付申告は医療費控除や住宅借入金(取得)控除などにより、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。申告書は自分で書いてお早めに提出してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。A4サイズの普通紙に印刷(白黒でも可)し、郵送すれば、税務署に出向くことなく申告ができますので、ぜひご利用ください。

なお、所得税の還付申告は次の会場で受け付けていますので、ご利用ください。申告の際は源泉徴収票などの必要書類を必ずご持参ください。

会 場	場 所・電 話	受 付 期 間・時 間
佐賀税務署	佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第2合同庁舎 ☎32-7511	●1月4日(金)から 9時～17時 土・日・祝日は通常閉庁 2月24日(日)、3月2日(日) は受け付けします
ショッピング プラザ セリオ	小城市牛津町柿樋瀬1062-1 (問い合わせは佐賀税務署へ)	●2月26日(火)・27日(水) 10時～16時
多久市役所	市庁舎4階 大会議室(東) ☎75-2013(会 場) ☎75-2126(税務課)	●2月18日(月)～ 3月17日(月) 8時30分～16時 土・日・祝日は閉庁

※税務署職員を装った
「振り込め詐欺」に
ご注意ください



e-Taxでカンタン申告

e-taxとは、これまで書面で行われていた申告、納税および申請・届出等の手続きを、自宅やオフィスからインターネットを利用してオンラインで行うことができるシステムです。

e-taxのメリットは

- ①税務署に出向く手間が省ける
- ②最高5千円の税額控除が受けられる(平成19年分または平成20年分のいずれか一回のみ)
- ③源泉徴収票や医療費の領収書等の第三者作成書類の添付が省略できる。(ただし3年間は要保管)
- ④還付金の支払いが早くなる(通常6週間が3週間程度に短縮)

詳しくは国税庁のホームページを

ご覧ください

<http://www.nta.go.jp/>

問い合わせ

佐賀税務署 個人課税 第一部門
☎32-7511

e-Taxによる申告は

本人の電子証明書が必要です

電子証明書は、電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防

止する目的で使用するもので、住民登録をしている市区町村役場の窓口で取得できます。

電子証明書を取得するためには、まず市役所の窓口で「住基カード」(住民基本台帳カード)を入手します。その後、申請書を提出して「電子証明書」を取得できます。

住基カードは申請から受領までに2週間ほどかかりますので、手続きはお早めにお願ひします。

多久市 市民生活課 窓口での

発行手数料

*住基カード 500円

*電子証明書 500円

■問い合わせは

市民生活課 市民係

☎75-6116

事業主のみなさんへ

○給与支払報告書の提出はお早めに

■提出期限 1月31日(木)

■問い合わせ 税務課 課税係

☎75-2126

○平成19年分法定調書の提出を

お忘れなく

■提出期限 1月31日(木)

■問い合わせ 佐賀税務署

☎32-7511